

新旧対照表

(別紙7)

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第2章 普通貿易統計</p> <p>22 統計計上時点</p> <p>(輸出統計計上時点)</p> <p>22-1 輸出統計に計上する貨物の統計計上時点は、原則として、次のとおりとする。</p> <p>(省略)</p> <p><u>関税法第76条第1項が適用される郵便物は、税關の通關手續を終了した日</u></p> <p>— <u>関税法第76条第1項が適用されない郵便物は、輸出許可の日</u></p> <p>(輸入統計計上時点)</p> <p>22-3 輸入統計に計上する貨物の統計計上時点は、原則として、次のとおりとする。</p> <p>~ (省略)</p> <p><u>関税法第76条第1項が適用される郵便物は、税關の通關手續を終了した日</u></p> <p>ただし、関税等の納付前に引き取られるものは、前記による。</p> <p><u>なお、関税法第76条第1項が適用されない郵便物は、前記～による。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 普通貿易統計</p> <p>22 統計計上時点</p> <p>(輸出統計計上時点)</p> <p>22-1 輸出統計に計上する貨物の統計計上時点は、原則として、次のとおりとする。</p> <p>(同左)</p> <p>郵便物は、郵便事業株式会社にある税關官署の通關手續を終了した日 (事前検査に係る郵便物については、当該事前検査を終了した日)。</p> <p><u>なお、蔵入れ、移入れ又は総保入れされた郵便物を積戻しする場合は、前記による。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(輸入統計計上時点)</p> <p>22-3 輸入統計に計上する貨物の統計計上時点は、原則として、次のとおりとする。</p> <p>~ (同左)</p> <p>郵便物は、郵便事業株式会社にある税關官署の通關手續を終了した日。</p> <p>ただし、関税等の納付前に引き取られるものは、前記により、また、 <u>蔵入れ、移入れ又は総保入れされるものは前記による。</u></p>